

平成23年度 子ども手当について

平成23年度の子ども手当は、今国会で「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」が審議されているところです。平成23年4月以降分の手当については、現在の時点（3月7日原稿作成時点）で国会での法案可決の見込みがたっていません。詳しいことが分かり次第、次号の広報にしらやホームページでお知らせしますのでご了承ください。

※法案審議の結果により、後日所得証明書等の提出を求める場合があります。



お問い合わせ／福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311 (内127)

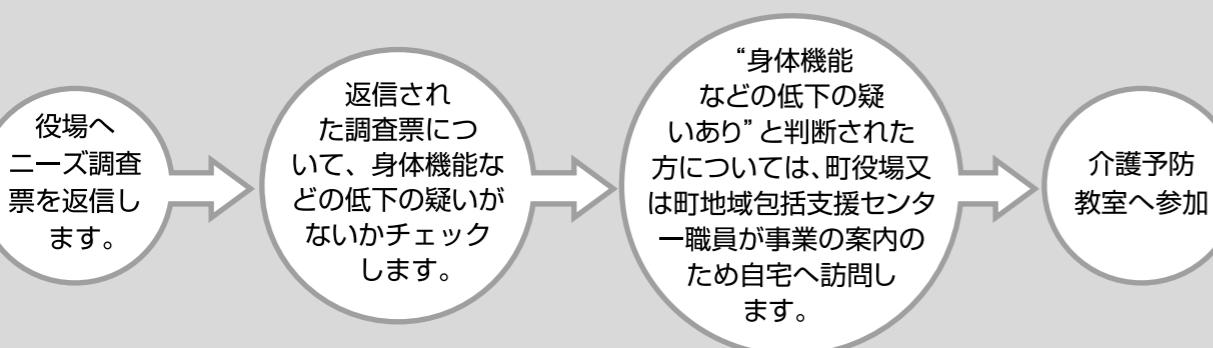
日常生活圏域ニーズ調査を行っています

町では第5期介護保険事業計画を策定するにあたり、“どのような支援を必要としている高齢者が”、“どのくらいいるのか”等、地域の高齢者の課題をより的確に把握する調査（西原町日常生活圏域ニーズ調査）を行っています。調査対象者は平成23年3月1日現在、65歳以上の方です。

調査の結果は、町の介護保険事業計画策定の資料として活用させていただくと同時に、介護予防が必要と思われる方には、町役場及び町地域包括支援センターより介護予防教室へ案内するなどして、みなさんの健康や暮らしに役立てていきたいと考えています。

3月中旬頃に調査票を送付しましたが、返信はお済みでしょうか。地域の高齢者の情報を正確に整理するため、多くの質問項目を設けていますが、身近な質問で答えやすいものとなっています。早めに返信していただきますようご協力お願いします。

介護予防教室への参加までの流れ



「介護予防」とは、元気な高齢者がなるべく介護が必要な状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにすることです。「自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ない！」と思っていませんか？元気なうちから取り組んでいく必要があるのは、生活習慣病などの病気の予防も介護予防も同じことです。

お問い合わせ／福祉部介護支援課 ☎ 945-5013

「グッジョブ相談ステーション」巡回相談窓口設置のお知らせ



県内の雇用情勢の活性化を目的に、雇用に関するさまざまな相談に対し、沖縄県の委託を受けた事業者が巡回相談窓口を開設します。地域の求職者及び中小企業向けの相談業務を実施し、雇用促進を推進します。

西原町では、

第1回：4月15日(金) 10時～17時を皮切りに、毎月1回実施予定。

(実施日は毎月第2金曜日が定例日です)

○5月以降の日程は、下記のとおりとなっています。(予定)

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
曜日	13日(金)	10日(金)	15日(金)	12日(金)	9日(金)	14日(金)
月	11月	12月	1月	2月	3月	
曜日	11日(金)	9日(金)	13日(金)	10日(金)	9日(金)	

※相談窓口時間：10時～17時(12時～13時昼休み)

お問い合わせ／建設部 産業課 ☎ 945-4540 (内401)

ひとり親世帯のみなさまへ

離婚等によりひとりで子ども（18歳の最初の3月31日までにある子、または心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳に達する月までにある子）を養育している方や、両親の不明により代わって養育している方を対象にした児童扶養手当があります。

受給するためには、申請が必要です。福祉部福祉課窓口で、児童扶養手当制度の説明、申請に必要な書類の案内、資料配布を行っています。

なお、母子及び父子家庭等医療費助成制度もありますので、窓口でご相談ください。

※申請は本人のみ、代理申請はできません。

※年金受給者等は申請できません。

※所得により手当月額が変わり、手当がない場合もあります。

※生計が同じ（電気料金が同じである等）親族の所得も確認します。確定申告がまだの者がいる場合申請できません。

※毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。

☆児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているみなさまへ

平成23年度からの手当月額は次のとおりです。

児童扶養手当

(全部支給のときの月額) 41,550円
(一部支給のときの月額) 41,540円～9,810円

特別児童扶養手当

(1級の月額) 50,550円 (2級の月額) 33,670円

● 平成23年8月11日振込分から該当になります。



お問い合わせ／福祉部 福祉課 ☎ 945-5311